2024年4月10日

○総務部税務課長 間弓

(担当: 菅谷 029-301-2414)

○水戸県税事務所長 海老根

(担当: 鹿倉 029-221-4803)

水戸県税事務所における税務情報の漏洩について

水戸県税事務所において、自動車税の還付に係る通知を同姓同名の別人(1名)に誤って郵送した事案が発生いたしました。

このことは、県民の皆様の県に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

なお、相手方へは、訪問のうえ事情を説明し、謝罪を行いました。 今後は、送付先情報の確認作業を徹底してまいります。

記

1 事案の概要

(1) 事案発生日

令和6年4月8日(納税者本人からの電話連絡で判明)

(2)漏洩した情報

自動車税の還付に係る通知(氏名、住所、車のナンバー、還付額)

- (3) 経緯
 - ○3/13(水)自動車税の環付に係る通知が返戻。
 - ○3/14(木)返戻されたため、職員が住民基本台帳ネットワークシステム(以下: 住基システム)で検索し、該当した同姓同名宅へ送付。
 - ○4/8 (月) 誤送付先から連絡を受けた納税者本人から水戸県税事務所に連絡があり、誤送付したことが判明。
 - ○同日 本人宅を訪問し謝罪。

2 原因

- ・返戻された通知の相手方の住所確認が不十分であったこと。
- ・本人であるかどうかの確認を複数の職員でチェックをしていなかったこと。

3 再発防止策

住基システムで検索した住所、氏名が本人であるかどうかの確認について、担当職員及び担当課長によるダブルチェックを徹底する。